

質問回答

2015年5月27日

(案件名)ウクライナ国ポルトニッチ下水処理場改修事業設計調査[有償勘定技術支援]

(公示日:2015年5月13日)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1.	P11～13 (4) 本業務内容	相手国機関が要請している対象施設には管理用建屋が複数存在し、主目的の下水処理とは直接関係ない施設が多く含まれております。貴機構で行われた調査では処理プロセスにかかる施設計画の技術的支援を対象とし、それ以外の付帯施設については検討されていないと思慮されます。今回業務により用途の重複・不要な施設であると判断された場合には、P24(3)にある通り、貴機構及びウクライナ側と協議し設計対象範囲の変更が可能であると判断してよろしいでしょうか。	6.業務の内容(3)業務範囲等の確認(P24)記載のとおり、「設計対象範囲に変更が必要な場合は、ウクライナ側及び機構と協議」してください。
2.	P15 (4) 工事契約形態	PQ書類(案)の作成に関し、KVKによるPQの要否の判断に貴機構は関与されないのでしょうか。	P/Qを含む契約条件の提案についても、5.実施方針及び留意事項(11)機構による技術的内容確認(P17)に記載のとおり、「技術的内容の確認」を行うこととしております。
3.	P15 (6) 瑕疵担保責任	もしもウクライナ側実施事業と位置づけられている場内整備により実施される造成工事の施工に起因する沈下等が生じた場合、本業務で実施される設計に瑕疵担保責任が問われないという解釈でよろしいでしょうか。	コンサルタントは、本設計調査において、各種構造物に対し、地盤支持力に応じた適切な基礎の検討を行うこととなります。ご質問の場内整備により実施される造成工事により整備された地盤を直接基礎とするような場合についても同様です。よって原則的に、それらの検討結果を含む成果品に瑕疵があった場合、5.実施方針及び留意事項(6)瑕疵担保責任(P15)に記載のとおり、契約書約款に規定される瑕疵の修補や賠償が発生します。

4.	P17 (11) 機構による技術的内容確認	貴機構側説明会の1週間前までに提出する説明資料に関して“和文または英文“とありますが時間的な制約を考慮すると、英文のみと想定していますが、支障はありますでしょうか。	5.実施方針及び留意事項(11)機構による技術的内容確認(P17)記載のとおり、「和文もしくは英文資料」にて提出するものとします。いずれの資料を英文のみで良いとするかは、契約後、機構と受注者との協議により決定するものとします。
5.	P17 (12) 入札図書の事前確認	本調査では貴機構のコメントを踏まえて「入札図書(案)」を修正するとありますが、この修正に対してウクライナ側が受け入れられないとした場合には、貴機構によりウクライナ側と調整していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	5.実施方針及び留意事項(11)機構による技術的内容確認及び(12)入札図書(案)の事前確認(P17)記載のとおり、「入札図書(案)(ドラフト)」に対し、機構による事前の技術的内容確認・助言の上、「入札図書(案)」は作成されます。その後、ウクライナ側の技術委員会にて審議されますが、5.実施方針及び留意事項(7)ウクライナ側の設計確認(技術委員会:TAC)に記載のとおり、コンサルタントは「同委員会に対して、設計の進捗状況、技術的検討内容等を十分説明し、その都度同委員会の技術的確認/承認を得ることとする。」ことから、ウクライナ側への説明の責任は原則コンサルタントが負います。
6.	P18 (15) 資料の翻訳及び通訳	ウクライナ側で実施される技術審査はウクライナ語により行われる可能性が高いため、これに最終成果物が必要な場合は該当分の翻訳費の計上は認められませんか。	5.実施方針及び留意事項(15)資料の翻訳及び通訳(p18)記載のとおり、業務実施に最低限必要な翻訳の費用は認めることとしております。
7.	P18 (16) C/S-2 への引き継ぎ	C/S-1はC/S-2より入札図書(案)および設計内容のコメントを徴収し反映するとありますが、一方で本調査にて作成された入札図書(案)は、本調査終了後C/S-2により最終化されるとあります。C/S-2のコメントをこの時点で反映する必要があるのでしょうか。また、貴機構、KVKと齟齬や相反するようなコメントがあった場合には、調整は貴機構により実施して頂けるのでしょうか。	5.実施方針及び留意事項(16)C/S-2への引き継ぎ(p18)記載のとおり、C/S-2への円滑な引き継ぎのため、C/S-2からコメントを徴収し、その結果を反映させたものを、C/S-1の成果品とするものとしています。一方、C/S-2が行う最終化作業は、設計図書としての体裁を最終化するためのものです。そのため、C/S-2のコメントを入札図書(案)作成の最終段階で反映させることは必要と考えています。 また、機構及びKVKと相反するコメントがあった場合は、C/S-1の責任において採用の可否を関係機関と調整の上、C/S-1としての成果品を作成するものとします。

8.	P27 (8) 詳細設計段階 数量計算、事業 費積算	積算方式に関しては、本業務では国際入札に沿った積算を行います。一方でウクライナ側の技術審査においてウクライナ国内の積算資料の作成が必須とされた場合、追加作業に伴う契約上の変更は可能でしょうか	ウクライナ側への提出資料については、6.業務の内容(3)業務範囲等の確認(p24)に記載のとおり、業務開始段階で、先方と協議の上、合意するものとしています。また、技術委員会以外のウクライナ側国内の手続きに必要な積算資料に係る費用の計上は認められません。
9.	P.32、 第 3 業務実施上の 条件 1.業務行程(目安)	工程案では、入札図書(案)の作成は詳細設計の完成に伴う技術委員会等による会議を経て開始される事が想定されていますが、同作業の一部について先行して作業を実施、または現実性を鑑み必要となる詳細設計の期間を重複させて確保する提案は可能でしょうか。	指示書の諸条件を踏まえ、最適と思われる工種(案)を提案願います。
10.	P33 第 3 業務実施上の 条件 2.業務量の目途及 び業務従事者の構 成(案) (4) 現地通訳、現地 ローカルエンジニア 及びローカルサポ ートスタッフ	一般業務費として、現地通訳及び現地ローカルエンジニア及びローカルサポートスタッフの雇用と認めるとありますが、通訳・サポートスタッフ以外は現地コンサルタント企業の調達を前提に現地再委託として提案してもよろしいでしょうか。	現地ローカルエンジニアの雇用に必要な現地再委託費としての提案は可とします。
11.	P34 第 3 業務実施上の 条件 3.相手国側の便宜 供与	R/D ではオフィスの提供があるとのことですので、オフィスの計上はしませんが、相手国側が提供できないとなった際には変更契約にて対応して頂けると考えてよろしいでしょうか。	R/Dに基づく便宜供与がされることを前提としておりますが、機構及び受託者双方がその必要があると認めるときは協議の上業務内容の変更を認めます。

以上